

国民健康保険のお知らせ

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9229

4月から、70歳未満の方の入院医療費の窓口支払い額が自己負担限度額までに変更

これまで、70歳未満の方が入院したときは、医療費の自己負担額(3割、3歳未満は2割)の全額を病院などの医療機関の窓口で支払い、1か月の自己負担額が、左表の自己負担限度額を超える場合には、高額療養費の支給申請をして、払い戻しを受ける必要がありました。

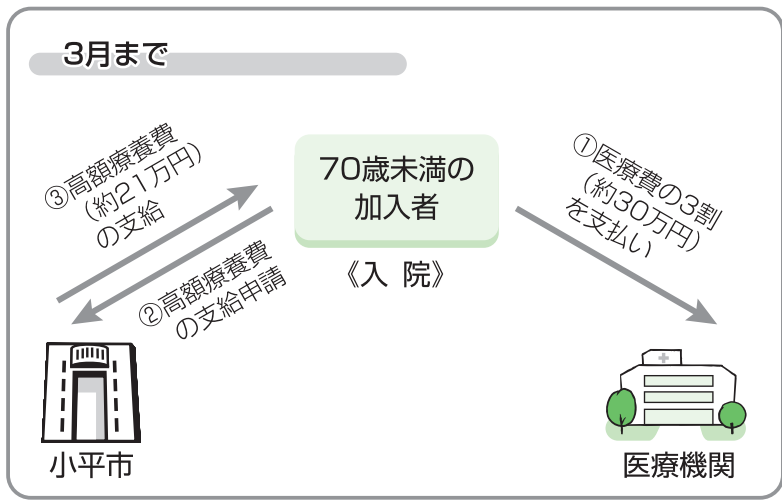
4月からは、医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額までで済むようになります。高額療養費の支給申請を行う必要もなくなり、この制度の適用を受ける

70歳未満の方の自己負担限度額

区分	自己負担限度額	多数該当
上位所得者 (世帯合計所得600万円超)	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般 (世帯合計所得600万円以下)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

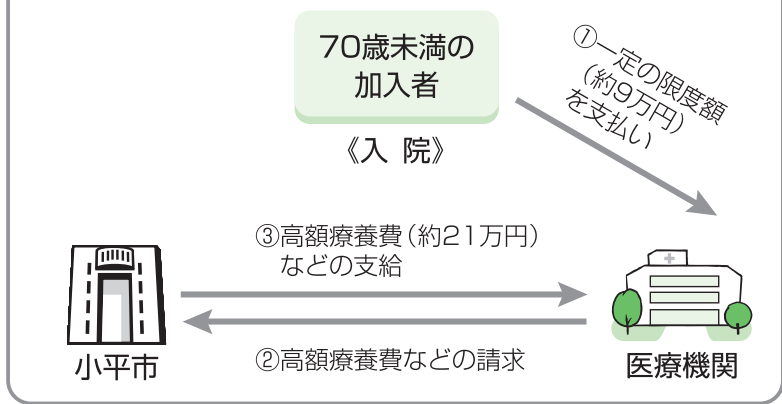
※多数該当:過去1年間に3回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額です。

(例) 入院時の医療費が約100万円の場合



4月から

※事前に、市に申請し、認定を受けておく必要があります。



国民健康保険(国保)の届け出は、加入の届出後、国民健康保険(国保)に加入するとき、脱退するとき、退職者医療制度への切り替えのときなどは、変更のあった日から14日以内に届け出をしてください。

加入の手続きが遅れると、国民健康保険税(国保税)をさかのぼって納めていただくことになったり、その間の医療費が全額自己負担になったりします。

また、脱退の手続きが遅れ、誤って国保の被保険者証を使って受診すると、国保が負担した医療費をあとで返していただくことになり、国保税も脱退手続きが済むまでは、課税されたままになります。

◆国保の資格取得日と資格喪失日

資格取得日は、加入前の健康保険の資格喪失日や転入日などです。資格喪失日は、職場などの健康保険に加入した日の翌日、転出日、死亡日の翌日などです。届

国民健康保険(国保)の届け出

こんなとき	手続きに必要なもの
小平市に転入したとき(前住所で国保に加入していた方)	(転入届出後、国民健康保険係へ)
職場などの健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、退職証明書、離職票など健康保険をやめたことを証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	印鑑、被保険者証、母子健康手帳
小平市から転出するとき	被保険者証(転出届出後、国民健康保険係へ)
職場などの健康保険に加入したとき	被保険者証、勤務先の被保険者証
生活保護を受けるようになったとき	被保険者証、保護開始決定通知書
死亡したとき	印鑑、被保険者証、葬祭費用の領収書など
住所(市内転居)・氏名・世帯主などに変更があったとき	被保険者証
被保険者証をなくしたとき	納税通知書・自動車運転免許証など、本人であることを証明するもの、印鑑
修学で住所を離れるため、別個に被保険者証が必要なとき	在学証明書、被保険者証、転入先の住民票
旅行などで住所を離れるため、別個に被保険者証が必要なとき	被保険者証、施設などに入園する場合には在園証明書
被用者年金を受給するようになり、退職者医療制度に該当したとき	被保険者証、年金証書

※上記の各届け出を代理人が行う場合は、代理人の印鑑も必要です。
 ※加入手続きの場合、家族がすでに小平市国保に入っているときは、その被保険者証を持参してください。
 ※老人保健法などの医療証を受けている方は、それぞれの医療証も持参してください。
 ※出生・死亡の届け出で、出産育児一時金、葬祭費の支給対象となる場合は、振込先となる世帯主などの金融機関口座番号を控えてきてください。

4月から、出産育児一時金の受取代理制度が始まります

国民健康保険の加入者が出産したときに支給される

国民健康保険の滞納がある方は、利用できません。

※国民健康保険滞納がある方は、滞納申請することでも利用できません。

国民健康保険(国保)に加入するとき、脱退するとき、退職者医療制度への切り替えのときなどは、変更のあった日から14日以内に届け出をしてください。

加入の手続きが遅れると、国民健康保険税(国保税)をさかのぼって納めていただくことになったり、その間の医療費が全額自己負担になったりします。

また、脱退の手続きが遅れ、誤って国保の被保険者証を使って受診すると、国保が負担した医療費をあとで返していただくことになり、国保税も脱退手続きが済むまでは、課税されたままになります。

◆国保の資格取得日と資格喪失日

資格取得日は、加入前の健康保険の資格喪失日や転入日などです。資格喪失日は、職場などの健康保険に加入した日の翌日、転出日、死亡日の翌日などです。届

あるときは、制度の適用を受けられない場合があります。す

▽70歳未満の方で、入院時の食事代を減額するための標準負担額減額認定証をお持ちの方も、あらかじめ申請が必要ですので、その認定証も持参してください

この制度を利用すると、医療機関などに支払う出産費用は、35万円を超えた分だけで済むようになります。なお、出産費用が35万円未満の場合は、差額が世帯主に支給されます(下図)。

利用できる方 医療機関などから受取代理の同意が得られ、出産予定日まで1か月以内の加入者がいる世帯の世帯主

※会社の健康保険や共済組合などから、出産育児一時金の支給を受けられる方は、利用できません。

※国民健康保険滞納がある方は、滞納申請することでも利用できません。

申請手続き

①申請窓口で申請書の交付を受け、②出産予定日の医療機関などで、必要事項を記入してもらい、③申請窓口へ提出

※従来どおり、医療機関などに出産費用を支払ったあと、支給申請することでも利用できます。

国民健康保険(国保)に加入するとき、脱退するとき、退職者医療制度への切り替えのときなどは、変更のあった日から14日以内に届け出をしてください。

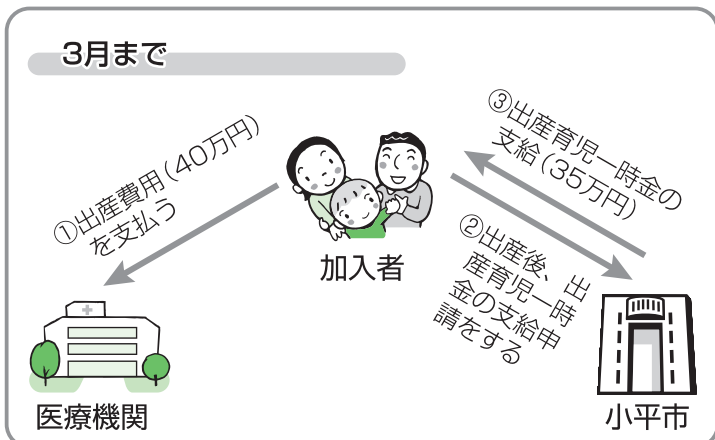
加入の手続きが遅れると、国民健康保険税(国保税)をさかのぼって納めていただくことになったり、その間の医療費が全額自己負担になったりします。

また、脱退の手続きが遅れ、誤って国保の被保険者証を使って受診すると、国保が負担した医療費をあとで返していただくことになり、国保税も脱退手続きが済むまでは、課税されたままになります。

◆国保の資格取得日と資格喪失日

資格取得日は、加入前の健康保険の資格喪失日や転入日などです。資格喪失日は、職場などの健康保険に加入した日の翌日、転出日、死亡日の翌日などです。届

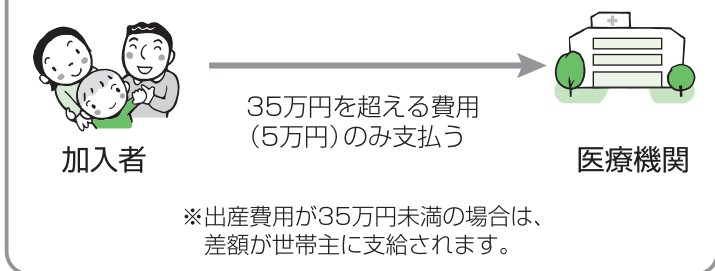
(例) 出産費用が40万円だった場合



4月から

受取代理制度を利用したとき

※事前に、市に申請する必要があります。



届け出は14日以内に

温泉センター割引利用券

で納め忘れない口座振替をご利用ください。

温泉センター割引利用券

利用方法 国民健康保険被保険者証を持参のうえ、保険年金課、東部・西部出張所、動く市役所のいずれかで「温泉センター割引利用券」の交付を受け、利用の際、施設窓口にご利用料金を添えて提出してください

利用料金 大人400円、小学生200円(割引後)

東京都国民健康保険団体連合会では、保養施設「温泉センター」の利用料を助成しています。

施設利用期間

▽檜原温泉センター「数馬の湯」:4月1日~平成20年3月31日(4月~11月は午前10時~午後10時、12月~3月は午前10時~午後7時)

▽奥多摩温泉「もえぎの湯」:4月1日~平成20年3月31日(3月~11月は午前9時30分~午後9時30分、12月~2月は午前9時30分~午後7時)

※いずれも、月曜日(祝日の場合は翌日)は休み。

利用資格 国民健康保険に加入している方

利用方法 国民健康保険被保険者証を持参のうえ、保険年金課、東部・西部出張所、動く市役所のいずれかで「温泉センター割引利用券」の交付を受け、利用の際、施設窓口にご利用料金を添えて提出してください

利用料金 大人400円、小学生200円(割引後)